

## 第23回清瀬市みどりの環境保全審議会（議事要旨）

- [日 時] 平成29年3月21日（火） 9：30～11：30  
[場 所] 清瀬市中清戸地域市民センター 第二会議室  
[出席者] 委 員 8名  
事務局 3名 清瀬市 都市整備部 水と緑の環境課
- [議事次第]
1. 中里一丁目緑地の萌芽更新計画について
  2. 下清戸道東緑地の植生調査（4月実施予定）について
  3. その他

### [配布資料]

- 次第、資料1 中里一丁目緑地（A4案内図、A3図面）、  
資料2 下清戸道東特別緑地保全地区 萌芽更新後の調査箇所

### 《1. 中里一丁目緑地の萌芽更新計画について》

事務局 資料1のA4案内図を使って周辺環境について説明。

点々の部分とその左下にある白い部分は、中里一丁目緑地として都市計画決定。中央で囲われているところは散策路。国有地と記入してある部分を中心に、キンラン・ギンランなどの貴重な植物が豊富。9-19と9-20は、条例によって「緑地環境保全区域」に指定され、私有地のまま保全されているため、今回の萌芽更新の対象外。

国有地を含めて、全体面積は4,442㎡。4年計画で更新が完了するよう、ブロック分け、更新の方法（皆伐・間伐など）を現地視察した中で検討していただきたい。

### 意見

- ・面積の均等割りではなく、地形や土地利用に合わせて管理していく方が現実的。散策路に囲われた部分（中央）、その北側の「市所有 2525㎡」、それと国有地（南東側）、市有地（南西側）が一つの4分割の方法として考えられる。
- ・キンランなどの貴重な植物があるブロックにいつ手をつけるか。ササが密生しているのであれば、ササをコントロールすることも含めて早めに手をつける必要がある。
- ・皆伐の場合は景色が大幅に変わるため、市民への配慮が必要。4箇所を切る順番として、急な変化を抑えるためには、散策路に囲われた部分を最後まで残すこと。9-20には民有の林が残るので、この手前が伐採されても、影響は少ないと思われる。

会長からまとめ

では、北側を最初に、2番目が国有部分、3番目が市有部分、最後に散策路に囲われた部分を案とし、現地を見て決めます。また、間伐の場合50%くらいでは効果が薄いと思いますので、残す木を意識しながらの相当強い間伐か、皆伐かを判断しましょう。残したい木があれば、皆伐する必要はないと思います。  
⇒視察の結果、会長からのまとめの順番に、皆伐を行うという意見が多数となった。

## 《2. 下清戸道東緑地の植生調査（4月実施予定）について》

事務局 会長や委員から、樹木の枝の張り方や、植生の調査を継続的にしたほうがよいという提案があり、今日は現地を見て、対象区域、調査時期、頻度などを検討していただきたい。

意見

- ・何年経つとどのくらいの大きさになるのか、特定の場所を決めて、特定の木の枝の張り方を調べ、1区画あたりに何本くらいの木を残すかの目安にする。
- ・伐採によって、絶滅に向かう植物がでることもあるので、調査したほうが良い。それだけではなく、どのような植物がでてくるか、皆で手分けしてできればなおよい。
- ・ササを管理するため、何年に1回刈ればよいかを知るために、毎年どのくらいの大きさになっていくのか、現地で測定したほうがよい。「最終収量一定の法則」に従えば、ササと貴重な植物との関係を考えて、「〇〇年経てばこのくらいの大きさになるから、切らなくてはならない」というのが見える。

会長からまとめ

ササを調べるときは、1m四方で何箇所か設定し、順番にササを刈って、ササの高さと本数をチェックして、その生長を調べます。それから、樹冠がどれくらい大きくなっていくか、10mまたは15m四方で樹木の位置を図面に落とし、今の段階の枝張りを書いておいて、2~3年後にもう一度測ると、生長が見えてきます。

実際の調査は、4月の末に日程を設定し、都合のつく方で行いましょう。全部を一緒に行く必要はないので、調査項目によって2人で見てもらうことがあっても良いと思います。現地を見てそのあたりは臨機応変に考えましょう。

⇒視察の際に、調査区域を決定。4月末に日程を調整し、植生調査を行う。

## 《3. その他》

中里緑地A地区と住宅に挟まれた市有緑地の利用方法について

- ・クヌギを植えたり、ヤマユリの再生もできる。
  - ・近隣住民は日当たりが良くて住み始めたのに、林となると苦情になるのではないか。
- ⇒車の中から現状を見ることとなった。住宅側は苦情になるが、中里緑地側には植栽を考えても良いのではないかという意見があった。